

謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人関東学生陸上競技連盟（以下「本連盟」とする）の事業において支給する諸謝金に関する基準を定めることにより、業務の円滑な運営を行うことを目的とする。

(支給対象者)

第2条 諸謝金の支給対象者は、別表に定める適用要件を満たす者（本連盟の事務局職員および学生役員を除く。）とする。

(謝金の額)

第3条 謝金の額は、別表に定める「区分」に基づく「単価」を上限の額とする。

(業務内容)

第4条 対象業務の内容については、別表に定める「適用」記載の通りとする。

(謝金支給計画)

第5条 謝金を支給しようとする事業等は実施計画および謝金の金額決定資料について予め会長、副会長、財務委員長の承認を得なければならない。

(支払方法)

- 第6条
1. 謝金は事業実施当日または事後に現金または支給対象者本人名義の銀行口座への振込を行うものとする。ただし、現金の場合は所定の領収書を受領しなければならない。
 2. 前項の支払いにあたり財務委員長は謝金を支給する事業の実施結果を確認し支給する。

(その他)

第7条 この規程で判断できない事項が生じた場合には、会長と財務委員長が協議して決める。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(付則)

この規程は、2021年4月23日より施行する。

2024年11月29日一部改正（同日理事会決議）

2025年6月10日一部改正（同日理事会決議）

【別 表】

区 分	適 用	単 位	単 価※1
講演謝金	研修会・講習会等の講演を依頼した場合	1 回（2 時間程度）	30,000円
対談・座談会出席謝金	記念事業等の際の対談・座談会への参加を依頼した場合	1 回（1 時間程度）	10,000円
資料作成・整理協力	会長・副会長・理事・各専門委員長・幹事長が依頼する専門的な資料作成・整理協力に限る。	1 時間（1 時間程度）	3,000円
			5,000円 ※2 専門職（弁護士、医師等）

※1 単価は各単位当たりの最高支給限度額を定めたもので、予算額および事業内容等を勘案し執行する。

※2 法律、医療、会計等の職業的専門性に基づく助言・調査・監修等を依頼した場合。